

医事紛争のしおり

人工妊娠中絶を巡る最近の話題

東京都武蔵野市の産婦人科病院で、指定医資格がない医師による中絶手術を受けて死亡した事件で、担当医師などが業務上墮胎容疑で書類送検されました。まるで医師免許証を持たないものが手術したかのような報道ぶりでした。結果的にこの病院は廃院に追い込まれたのですから、いつもやっていることだから問題ないだろう、と法を軽く見ると、とんでもない落とし穴にはまってしまうということを、多くの産婦人科医が感じられたと思います。

この問題に対して2017年2月18日開催の日本産婦人科医会理事会では、今回の問題点は①非指定医師が人工妊娠中絶を行ったこと、②当該医療機関に指定医師がいたので、「その指導のもとに」との名目で非指定医師が独立して人工妊娠中絶ができると思い込んでいたこと、③当該医療機関は指定医師の研修機関として登録されていなかったことの3点が執行部より報告され、その対策として①「人工妊娠中絶は、指定医師のみが行い得る」ことを徹底し、非指定医師に、この点を理解させる。また、日産婦学会にも若手産婦人科医師への指導を依頼する。最終的には、指定医師取得の要件を満たすすべての産婦人科医師に指定医師となってもらう義務付けが必要である。②非指定医師が人工妊娠中絶に係ることができるのは、研修機関において指導指定医師から直接指導のもとにおいてのみであるなどの解決策が示されました。

岡山県ではさっそく母体保護法指定医師審査委員会で研修病院の整備を行いました。各施設の長に研修指導医から指定医師申請を促すよう求めました。その結果、本年度の研修会後、申請が増加しています。

次のニュースは赤穂市民病院で同意がないまま人工妊娠中絶が行われたとして、岡山市の40代夫婦が、病院を開設する赤穂市に慰謝料など計2,200万円を求めた訴訟で、岡山地裁は「夫の同意を得なかった過失により、夫は重大な場面で意思を表明する機会を奪われた」と指摘。55万円の支払いを命じた、というものです。現行法は母体保護法第14条に夫の同意が必要とうたっていますので、夫の同意を得ていないとされるこのケースは敗訴となります。やはり法にうたってある以上、人工妊娠中絶の場合は本人だけの同意ではだめだと改めて認識していただきたいと思います。

母体保護法では“医師の認定による人工妊娠中絶”に関して、第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以

下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

そもそもこの条文はまったくおかしいのです。

宗教上の理由等で多くの国が人工妊娠中絶の可否を決めています。日本は人工妊娠中絶を認めている国です。

母体保護法の歴史は1940年の国民優性法として始まりました。「産めよ増やせよ」民族全体の「質の向上」を目指せ、がその趣旨でした。戦後1948年に優生保護法が成立しましたが、急激な人口増加を抑制する必要から人工妊娠中絶を合法化しました。同時に不良な子孫の出生を防止する文言が入れられました。

その後「経済的理由」の削除や、胎児条項を加味した改正の試みもありましたが、ウーマン・リブ運動、障害者の会などの運動で改正は行われませんでした。

1995年優生保護法は、優生学的な項目は全て削除されて母体保護法に改正されました。国の意図や民意は大きく変わり、出生前診断技術も格段の進歩をとげ、異常あれば中絶を容認する考え方はほぼ日本人の大半を占めるまでになり、優性に関する法律として徐々に定着してきています。

望まない妊娠だから、ご本人は人工妊娠中絶を希望されて来院されます。妊娠を継続したら母体の健康を著しく害すると思って来院されたわけではありません。医師の説明する同意書は、明らかに虚偽の記載をすることになるわけです。

やはり妊娠中絶をするかしないかは、手術を受けられる女性の権利として認める議論をするべきではないかと思います。

夫の同意について、厚生労働省は配偶者の存在しない方については配偶者の同意が不要であると平成26年1月通知を出しました。

当初は法の厳正な運用をうたい裁いた上で、様子を見ながら法を改正する手続きをせず、省庁通知で済ますというのが官僚の常套手段と知ってはいますが、そろそろ世界の流れを受け入れ、法の改正を議論すべき時ではないでしょうか。

国連女性差別撤廃委員会、国連拷問禁止委員会では、刑罰を伴う中絶、つまり墮胎罪の存在、そして中絶に配偶者や親権者の同意を求めることは、重大な権利侵害であると報告し、国連人権理事会は、刑法による中絶の犯罪化は、国家の不当な介入であり人権侵害と決議しました。それを受けて国連は、2011年に日本を含む加盟国に対し、中絶の非犯罪化および配偶者や親の同意の要件の廃止などを求める勧告を行っています。

(田淵和久理事)